

# ネオインドアテニススクール 西新井 会則

## 第1章 総則

### 第1条 名称

本会は、ネオインドアテニススクール西新井(以下「ネオ西新井」という。)と称します。

### 第2条 目的

ネオ西新井の目的は、真に健康を志向するスクール会員に施設を提供し、スポーツマンシップを養うとともに、スクール会員相互の親睦を図り、併せてテニス等スポーツの普及活動に寄与することを目的とします。

### 第3条 所在地

ネオ西新井の事務所はネオインドアテニススクール西新井内におきます。

### 第4条 運営

ネオ西新井の施設運営・管理は建物所有者である日清紡都市開発株式会社が行います。

## 第2章 スクール会員 及び 諸費用

### 第5条 スクール会員の種類

ネオ西新井のスクール会員は各種スクール会員とし、スクール会員資格はネオ西新井の細則に定めます。

### 第6条 入会及び諸費用

1. ネオ西新井の入会を希望するものは所定の申込手続きを行い、ネオ西新井の承認を得て、入会金、月会費等を払い込まなければなりません。  
なお、申込書に虚偽の申告をした場合は入会を取り消します。
2. 会費の支払いは銀行口座引落としを原則とし、一旦払い込まれた入会金、月会費等は理由の如何を問わず返還しません。
3. 入会金、月会費、利用料等の諸費用は、経済事情の変動等やむを得ない事情が発生した場合は、改定することがあります。

### 第7条 会員資格の譲渡禁止

ネオ西新井の会員資格は、他人に譲渡することはできません。

### 第8条 入会資格

ネオ西新井に入会できるものは、ネオ西新井の趣旨に賛同した人とし、但し、下記に該当する方は入会できません。

- (1) 皮膚疾患 伝染病疾患、及びこれに類する疾患を有する人。
- (2) 刺青のある人。
- (3) ネオ西新井が入会に適さないと判断した人。
- (4) その他、医師から運動を禁止されている人。

### 第9条 休会

ネオ西新井には休会制度はありません。

### 第10条 除名

ネオ西新井はスクール会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、スクール会員たる資格の一時停止、または除名をすることができます。

- (1) 2ヶ月以上会費を滞納し、ネオ西新井からの請求に応じなかったとき。
- (2) ネオ西新井の品位、名誉、信用などを著しく傷つけ、ネオ西新井の秩序を乱したとき。
- (3) 本会則その他、ネオ西新井の定める規則に違反したとき。
- (4) その他、ネオ西新井が除名を妥当とする行為、事由があったとき。

### 第11条 資格の喪失

スクール会員は以下事項に該当する場合、その資格を失うものとします。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 除名処分を受けたとき。
- (4) 禁治産、準禁治産、破産宣告等社会的信用をなくしたとき。
- (5) 失踪宣告を受けたとき。

## 第12条 退会

ネオ西新井を退会する場合は、退会する前月の15日までに所定の用紙にて退会届を提出し、退会月の月会費を全額支払わなければなりません。

## 第3章 入会金

### 第13条 入会金

入会金はネオ西新井の定める金額とし、理由の如何を問わずこれを返還しません。

## 第4章 雑 則

### 第14条 ビジター等の利用

ネオ西新井はスクール会員以外の人(以下「ビジター等」という。)に施設を利用させることがあります。ビジター等の料金、その他に関する規則は別にネオ西新井が定めます。

### 第15条 施設の廃止、利用制限

- (1) ネオ西新井は、次の事由により施設の一部または全部を閉鎖することができます。
  - イ. 気象、災害、事故等によるとき。
  - ロ. 施設の改造または補修のとき。
  - ハ. 法令の改定、行政指導、止むを得ない事由が発生したとき。
- (2) ネオ西新井は施設を利用して、一般を対象とした各種スクールを開催することができます。なお、スクール会員はこれらのスクール開催期間中、スクールで使用している施設は原則として使用できないものとします。この場合、スクール会員に対する保障は要しません。
- (3) 各種大会及び特別行事を開催する場合は、施設の一部または全部の利用が制限されます。

### 第16条 休業日

ネオ西新井の休業日は、ネオ西新井の細則によるものとします。

### 第17条 事故の責任

- (1) スクール会員及びビジター等は、自己の責任と危険負担においてネオ西新井の施設を利用するものとします。
- (2) ネオ西新井は、スクール会員及びビジター等が施設利用中に生じた盗難、障害等の事故については一切責任を負いません。但し、ネオ西新井側に故意または重過失があった場合は、この限りではありません。

### 第18条 責任事項

スクール会員は、同伴又は紹介したビジター等のネオ西新井施設内における行為及びネオ西新井に対する支払い並びに事故等の一切につき、連帯責任を負うものとします。

### 第19条 会員証

- (1) ネオ西新井はスクール会員に対して会員証を発行します。スクール会員はネオ西新井を利用する場合、これを受付に提示しなければなりません。
- (2) 会員証は他人に貸与、譲渡することはできません。
- (3) 会員は退会時に会員資格を失います。
- (4) 会員は会員証を紛失、毀損した場合、ネオに届出、再発行等の手続きを行うこととします。

### 第20条 利用規則

ネオ西新井は運営上必要と認められる事項については別途利用規則によりこれを定めます。会員はこれを遵守しなければなりません。

### 第21条 細則

本会則に定めない事項については別途細則によりこれを定めるものとします。

### 第22条 会則の改定

ネオ西新井が必要と認めた場合、会則、細則、利用規則等を改定することがあります。この場合、改定した会則はスクール会員全員に及ぶものとします。

## 附則(全面改定)

本会則を、2025年8月1日より施行します。